

# いじめ防止のための基本方針

館山市立第二中学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外と問わずいじめが行われなくなるようにするための対策を総合的にかつ効果的に推進するため策定するものである。

## 1. 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利だけでなく人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題にまったく無関係といえる生徒はない。学校は、全生徒をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものである。

## 2. いじめ対策組織について

- (1) 名 称 いじめ防止対策委員会
- (2) 構 成 員
  - ・校長 ・教頭 ・教務主任（副教務） ・生徒支援主任
  - ・各学年職員1名 ・養護教諭（・生徒指導主事）
  - ・スクールカウンセラー ・市教委指導主事
- (3) 会議開催 週1回及び必要に応じて随時
- (4) 内 容
  - ・いじめ防止基本方針に基づく取り組みや計画の作成・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し
  - ・いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口
  - ・いじめやいじめの疑いに関する情報について、生徒の現状と情報の共有化や指導の方針・指導事項の共通理解
  - ・生徒指導上の問題をもつ生徒について、現状と情報の共有化や指導方針・指導事項の共通理解
- (5) 事務局
  - ・教頭 ・教育相談担当 ・生徒支援主任 ・養護教諭
  - ・スクールカウンセラー

## 3. いじめの未然防止について

- (1) いじめ防止の環境づくり

- ・生徒会活動等を通じての意識の高揚
  - ・総合・学活・道徳において情報通信機器の使用上のモラル向上を図る
- (2) 「わかる授業の」展開
- ・教育記録簿の活用
  - ・セルフチェックシートの活用
  - ・授業練磨の公開日の実施
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
- ・道徳の授業の充実
  - ・職場体験等による異年齢の方々との交流
- (4) いじめ防止の啓発活動
- ・全校集会や学年集会における啓発活動
  - ・人権作文への応募
- (5) 指導方針等の周知
- ・PTA 集会や懇談会、各種たよりによる周知

#### 4. いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
- ・年間計画にそったアンケート調査の実施（年5回）
  - ・教育相談週間（年3回）・チャンス相談の設定
  - ・家庭との連携を密にする（家庭訪問・電話連絡・面談・フリー参観）
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
- ・「生徒についていて指導する」ことを本校の共通理解事項とし、教育活動の推進を図るとともに「いじめ防止」に努める。
  - ・生徒の様子に変化があったら、いじめ防止対策委員会において共通理解し、今後の対応を検討する
- (3) いじめに関する窓口の常設
- ・いじめ防止対策委員会をその窓口とする
  - ・生徒はいじめに関する事案を校内で相談できない場合に対処できるように「館山市いじめ相談室（TEL 0120-105-783）の存在を保護者を含め周知する。
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
- ・いじめや教育相談に関わる研修を実施し、その力量の向上に努める
  - ・いじめ防止対策委員会における事例研究の実施

#### 5. いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
- ・いじめを受けた側・いじめた側、また、周辺からの聞き取りを慎重に行う。

- ・いじめを受けた側には、全力で守ることを理解させ身体的・精神的な被害について的確に聞き取りを行う。
- ・いじめた側には、いじめは許さないという姿勢が伝わるような態度で臨み、その聞き取りを行う。

(2) いじめを受けた生徒の安全確保と支援体制の構築

- ・生徒への支援・対応

見回りや生徒の様子の観察をしっかりと行い被害が継続することのないようにするとともに、精神的なダメージの把握に努め、的確な対処をする。

また、いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る。

- ・保護者への支援・対応

自分の子を守るという姿勢を今後も持ち続けていただくとともに、学校側の今後の対応について理解・協力を求める。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・いじめの事案が発生した時には、当該保護者に連絡するとともに家庭への協力を依頼する。また、必要に応じて関係機関への協力を要請することとする。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・いじめを受けた生徒の安心安全を確保し支援体制を維持するとともに、生徒の心理的な被害を改善するため、養護教諭やスクールカウンセラー、その他、相談機関への教育相談ができるようにする。
- ・保護者に対しても、相談に真摯に対応し今後のことについて、保護者と協議し指導・相談を継続することとする。

(5) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめを行った生徒への指導

いじめの理由や背景を把握するとともに、その根本的な解決を図る。スクールカウンセラーや相談機関との連携を図り、今後の対応について検討をする。

- ・いじめについて、その行為は許されるものではないが、いじめを行った生徒の人格を否定するものではない。したがって、校内いじめ防止対策委員会事務局は、当該生徒のケアや支援のために養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関への教育相談ができるように積極的に声をかける。

- ・いじめを行った生徒の保護者への助言

我が子の言い分を聞くとともに、被害者生徒やその保護者への適切な対応（謝罪等）をするように促す。

また、学校はいじめられた生徒を守ることを第一に考えて対応していくことを理解してもらう。

(6) 直接関係のない生徒や保護者への対応

- ・生徒への対応

いじめの傍観者は、いじめに加担していることと同じである事、また、いじ

めを受けている生徒の苦しみを考えさせる。

自らの意思で、よりよい行動ができることが大切である事を気づかせる。

・保護者への対応

いじめを見たときに傍観者にならず、助けられるような態度が取れる生徒になつてほしいことを伝える。

(7) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた生徒へ

教育相談等の継続と何かあつたら、担任・学年職員・いじめ防止対策委員会の職員に相談することを伝える。

②いじめを行った生徒へ

自分にしたことの反省を促すとともに、保護者との連携を深め再発防止に努める。

③直接関係のない生徒へ

いじめ撲滅に向け学校の一員として取り組んでいくことを再確認するとともに「いじめゼロ宣言」等を活用し、その啓発に努める。

(8) いじめ事案に関する情報提供

・生徒たちに、いじめに関することで、気になることがあつたら連絡することの正当性を意識させる。

・いじめの状況によっては、必要に応じて関係機関への情報提供する

## 6. 重大事態への対処について

(1) 重大事態は

①生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

【生命・身体又は財産に重大な被害】

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【相当な期間】

- ・年間 30 日間

(2) 報告と対応

①校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）に迅速に報告する。重大事態が発生した場合の報告は以下のとおりとする。

なお、生徒・保護者からじ「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず報告する。

・第1報（認知・申立て受理後の連絡経路）

発見者・受理者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主任

⇒ 教頭・校長 ⇒ 市教委 ⇒ 教育長・市長

- ⇒（必要に応じて）医療機関・警察等関係機関
- ・第2報（第1報後の書面を通じた連絡経路）
 

校長・教頭 ⇒ 担当者への報告書作成を指示 ⇒ 校長 ⇒ 市教委  
   報告内容：①いつ（いつ頃） ②誰が ③誰から ④どんなじめか  
   ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか等）  
   \*いじめを受けた生徒の身体的な状態によっては、事故報告書も提出する。
- 作成手順：担当者の聞き取り等⇒事実の確認⇒書面⇒教頭・校長の確認
- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安全確保を優先し、「5. いじめを認知した場合の対応について」に基づいて迅速な対応を行う

### （3）調査

第1報により教育長が判断した重大事態の調査主体の指示に基づき、調査組織が客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

#### ①「調査主体=学校の下の組織」の場合

- ・名称 校内いじめ対策防止対策委員会
- ・構成員
  - ・校長  ・教頭  ・教務主任（副教務）  ・生徒支援主任
  - ・各学年職員1名  ・養護教諭  （・生徒指導主事）
  - ・スクールカウンセラー  ・市教委指導主事

#### 「調査主体=館山市の下の組織」の場合

- ・名称 館山市いじめ問題対策委員会
- ・構成員
  - ・市教委学校教育課長  ・主任指導主事  ・指導主事
  - ・当該校教頭  ・生徒指導主事  ・教務主任
  - ・市こども課家庭相談員  ・スクールカウンセラー

#### ②調査方法

- ・いじめを受けた生徒からの聞き取り
- ・いじめを行った生徒からの聞き取り
- ・関係した生徒、見ていた生徒からの聞き取り
- ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

#### ③調査内容

- ・いつ（いつ頃から）  ・誰が  ・誰から  ・どんな
- ・いじめを生んだ背景・事情  ・生徒の人間関係  ・認知後の学校の対応

## 7. 公表、点検、評価等について

### （1）いじめ防止のための基本方針の公表

- ・PTA総会、懇談会等を利用して、学校の「いじめ防止のための基本方針」を

紹介する。

(2) いじめ事案への取り組みの評価・分析

- ・その後の生徒たちの様子や学校生活に関わるアンケート、教育相談等による調査・分析を行う。
- ・必要に応じて、学校評議員によるいじめ対策に向けての取り組みの評価を依頼する。

(3) いじめ防止のための基本方針の見直し

- ・上記(2)における評価・分析や教職員の成果や課題をもとに、必要に応じて、学校いじめ防止のための基本方針の見直し、公表する。

## 8. その他

- (1) この「いじめ防止のための基本方針」に示されるもののほか、「いじめ防止のための基本方針」に必要な事項は、校内いじめ防止対策委員会が中心となり、校内で十分検討し、校長の責任において定める。
- (2) この「いじめ防止のための基本方針」を改訂した場合は、改訂日を記載し、改訂後の「いじめ防止のための基本方針」を速やかに公表する。

この「いじめ防止のために基本方針」は、平成26年3月1日から運用する。